

## インストルメントパネルの衝撃吸収試験

### 1. 総則

インストルメントパネルの衝撃吸収試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

### 2. 計測装置

計測装置は、次の特性を有すること。

#### 2.1 衝突速度

インストルメントパネル衝突直前の頭部模型の速度は、真の値の $\pm 2.5\%$ 以内の精度及び $0.5\text{km/h}$ 以内の分解能で測定できること。

#### 2.2 衝突加速度

インストルメントパネル衝突時に頭部模型に発生する加速度は、次の周波数特性及び精度で測定できること。

周波数特性： $0.1\text{Hz}$  から  $500\text{Hz}$  まで $\pm 5\%$ 以内の平坦度であり、かつ  $1500\text{Hz}$  で少なくとも  $3\text{dB}$  以下であること。

精 度：真の値の $\pm 5\%$ 以内

### 3. 測定及び観察項目

この試験で測定する項目は、次のとおりとする。

- (1) インストルメントパネル衝突直前の頭部模型の速度
- (2) 衝突により頭部模型に発生する減速度及びその時間変化

### 4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

4.3 助手席エアバッグ付車であって衝突速度  $20\pm 1\text{km/h}$  で試験を実施した場合には、備考欄にエアバッグ付きである旨を記入する。

付表

インストルメントパネルの衝撃吸収の試験記録及び成績

試験自動車車名・型式 \_\_\_\_\_ 試験期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
試験場所 \_\_\_\_\_  
試験担当者 \_\_\_\_\_

| 衝撃位置 | 衝突速度 (km/h) | 784m/s <sup>2</sup> を超えた減速度の継続時間 | 備考 |
|------|-------------|----------------------------------|----|
|      |             |                                  |    |

- 注 (1) 測定した減速度のグラフを添付すること。  
(2) 衝撃が最大となる位置のみで試験を行った場合には、その代表衝撃位置の選定理由を備考欄に記入する。

備考 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_